

令和6年度 入札・契約制度の改善について

令和6年4月

町においては、公平かつ公正な競争性の向上を図るため、次の項目について見直しを行います。

目次

- ① 伊方町建設工事低入札価格調査実施要綱の一部改正について

① 伊方町建設工事低入札価格調査実施要綱の一部改正について

条文の改正

伊方町建設工事低入札価格調査実施要綱（平成20年告示第16号）の一部を次の表の改正前の欄に掲げる規則を同表の改正後の欄に掲げる規則に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(調査資料の提出) 第5条 略 2 前項の書面は、開札の日の翌日から起算して5日（伊方町の休日を定める条例（平成17年伊方町条例第3号）に規定する町の休日を除く。）以内に提出するものとし、期限までに提出しない者又は調査に対応できない旨の申し出があった者については、当該入札者が行った入札を失格とし、 <u>入札参加資格停止の措置を行うものとする。</u>	(調査資料の提出) 第5条 略 2 前項の書面は、開札の日の翌日から起算して5日（伊方町の休日を定める条例（平成17年伊方町条例第3号）に規定する町の休日を除く。）以内に提出するものとし、期限までに提出しない者又は調査に対応できない旨の申し出があった者については、当該入札者が行った入札を失格_____と _____とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。